

国民健康保険に加入のみなさんへ

※8月1日から使える新しい保険証を送付します。

国民健康保険被保険者証（保険証）を7月下旬に普通郵便で、世帯主宛てに送付します。

配達には、1週間程度かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、手元に届かない場合は、町民税務課までお問い合わせください。

現在お使いの保険証は、8月1日以降に破棄してください。

○変更点

・有効期限

令和2年7月31日

↓令和3年7月31日



※次に該当する方は、有効期限が異なります。

①70歳の誕生日を迎える方

・1日生まれ

誕生日以降の保険証は、誕生月の前月の月末までに送付します。

・2日以降生まれ

誕生月の翌月以降の保険証は、誕生月の月末までに送付します。

②75歳の誕生日を迎える方

誕生日以降の保険証については、誕生月の前月に「茨城県後期高齢者医療被保険者証」が交付されます。交付の際には、町から通知しますので、ご確認ください。

③国民健康保険税の滞納がある方

有効期限の短い保険証を発行します。

また、特別な理由がなく、1年以上保険税を滞納した場合には、保険証を返還していただき、医療費が全額自己負担となる「資格証明書」を交付する場合があります。

○70歳以上の方へは、高齢受給者証との兼用証を送付します。

※負担割合が記載されます。



※「兼高齢受給者証」の文字が明記されています。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965 (直通)

後期高齢者医療保険に加入のみなさんへ

※8月1日から使える新しい保険証を送付します。

茨城県後期高齢者医療被保険者証（保険証）を7月下旬に普通郵便で送付します。

配達には、1週間程度かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、お手元に届かない場合は、町民税務課までお問い合わせください。

現在お使いの保険証は、8月1日以降に破棄してください。

○変更点

・有効期限

令和2年7月31日

↓令和3年7月31日



・保険証の色

紺色

↓エンジ色

※「一部負担金の割合」が所得判定により変更となっている場合がありますので、必ず、ご確認ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）を申請してください

令和元年度に住民税非課税世帯となった方は、町へ申請してください。医療機関の窓口に表示することにより、負担が軽減されます。

すでに、減額認定証をお持ちの方で、新年度も引き続き住民税非課税世帯の方は、手続き不要です。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965 (直通)

○制度内容や手続きの詳細はこちらから



※通信費は、個人負担となります。

(茨城県後期高齢者医療広域連合ホームページ)